

高校生用奨学給付金制度について

〈家計急変世帯が新たに給付対象となります〉

～令和2年(2020年)度北海道公立高校生等奨学給付金(家計急変)～

【制度の概要】

授業料以外の教育費(修学旅行費、教材費、教科書費、学用品費等)負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯に対し、返還の必要のない「奨学給付金」を支給します。

保護者等の失職等により収入が激減し家計が急変した世帯について、保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当する場合、新たに支給の対象となります。

対象となる世帯(次の全ての項目に該当する世帯)

- ・基準日に保護者(親権者)が北海道内に住所を有していること。
 - * 保護者の方が北海道以外に在住の場合は、お住まいの都府県にお尋ねください。
- ・基準日に高校生等が在学していること。
- ・家計急変による経済的理由から道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯相当であると認められること。
 - * 生活保護世帯は従来の奨学給付金に申請してください。

◇基準日とは…7月より前:令和2年7月1日

7月以降:申請した月の翌月1日

給付金額(生徒1人あたりの支給額)*7月1日より前に家計急変した場合

区分		全日制・定時制	通信制	専攻科(R02~)
非課税世帯	第1子の高校生等がいる世帯	84,000	36,500	36,500
	15歳以上23歳未満の扶養されている第2子以降の高校生等がいる世帯	129,700	36,500	36,500

年収見込基準額

世帯構成	年収見込額
3人世帯	2,214,286円未満
4人世帯	2,714,286円未満
5人世帯	3,214,286円未満

申請書類（添付書類）

- ・北海道公立高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書（様式第1-3号）
 - * 各学校の事務室で配布していますので、配布希望者は学校事務室に申し出てください。
北海道教育委員会のホームページからもダウンロード可能です。
- ・口座振替申出書（様式第3号）
- ・保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
 - * 離職票、雇用保険受給者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等
- ・家計急変前及び急変後の収入を証明する書類
 - 【家計急変前】* 令和2年度所得（市・道民税）証明書（写し可）等
 - ※所得証明書については市・道民税の課税額が記載されたものに限りませう。
 - 【家計急変後】* 会社作成の給与見込、直近3ヶ月の給与明細、税理士及び公認会計士の作成した書類等
- ・保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認できる書類
 - * 健康保険証の写し（扶養親族全員分）等
 - * 家計急変による給付金は、マイナンバーによる照会が行えないため、課税証明書等を提出してください。

提出期日

- ・7月より前に家計急変をした場合
 - 令和2年7月31日までに事務室にお越しくださう。書類をお渡しします。
 - 新入生で早期給付を希望の場合も令和2年7月21日までに事務室にお越しくださう。
- ・7月以降に家計急変した場合
 - 随時提出してください。
 - * 申請に必要な証明書などの取得に時間を要し提出期日に間に合わない場合は、柔軟に対応しますので学校の事務担当者にお問い合わせください。

お問い合わせ先

- ・在学する高等学校の事務室（011-561-1220）か学校教育局高校教育課学校制度係（011-204-5760）までお問い合わせください。

《保護者等が道外に在住している場合》

- ・居住している都府県に申請することとなります。新型コロナウイルス等への対応のため、都府県により支給方法等が異なることに留意の上、都府県のホームページや教育委員会に確認し、申請者が直接申請を行ってください。